

京都市伝統的建造物群保存地区内における建築物の制限の緩和に関する条例の一部を改正する条例（平成16年10月20日京都市条例第13号）（都市計画局都市景観部都市景観課）

景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成16年法律第111号）の施行により、建築基準法の一部が改正されることに伴い、規定を整備することとしました。

この条例は、景観法の施行の日から施行することとしました。

京都市伝統的建造物群保存地区内における建築物の制限の緩和に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成16年10月20日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第13号

京都市伝統的建造物群保存地区内における建築物の制限の緩和に関する条例の一部を改正する条例

京都市伝統的建造物群保存地区内における建築物の制限の緩和に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「第85条の2」を「第85条の3」に改める。

附 則

この条例は、景観法の施行の日から施行する。

(都市計画局都市景観部都市景観課)